

宮リバー度会パーク・遊水プール鏡指定管理者
募集要項

令和8年10月

度会町

1. 公募目的

度会町は、宮リバー度会パーク・遊水プール鏡の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び宮リバー度会パーク・遊水プール鏡の設置及び管理に関する条例（平成 8 年度会町条例第 10 号）により、管理運営業務を行う指定管理者を募集する。

2. 対象施設の概要

（1）名称及び所在地

ア 名 称 宮リバー度会パーク・遊水プール鏡

イ 所在地 度会郡度会町棚橋 2

（2）設置目的

当該施設は、宮リバー度会パークの中核的施設として、スポーツ振興、町民の体力と健康の増進及び地域振興を目的とする。

（3）沿革

平成 8 年 4 月	宮リバー度会パーク・遊水プール鏡 開設（利用開始）
平成 25 年 4 月	宮リバー度会パーク・遊水プール鏡 指定管理者制度導入

（4）施設の規模等

①敷地面積 9,980 ㎡

②施設構造

A プール

ア 構造 R C 造

流水プール（水深 1.0m）、ロックスライダー、ウォータースライダー、
溪流プール（水深 0.1m～0.3m）、25m プール 6 コース（水深 1.1m～
1.3m）、幼児プール（水深 0～0.3m）

イ 洗浄設備（シャワー）、洗眼設備有り

B 管理棟

ア 構造 鉄骨造

更衣室、監視室、事務室、会議室、売店他

（5）現在の管理体制

指定管理者制度により管理運営

（6）利用者数の概要

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数	23,584 人	26,692 人	28,950 人	24,231 人
営業日数	36 日	48 日	51 日	51 日

※令和 2～4 年度はコロナウイルス感染拡大防止のため休業

3. 指定管理者による管理運営の基本方針

指定管理者は、以下の事項に十分留意して当該施設の管理運営を行うものとする。

- (1) 公の施設としての役割を十分に認識し、利用者へのサービス提供にあたっては、公平な取扱いをすること。
- (2) 宮リバー度会パーク・遊水プール鏡の設置目的を最大限に実現することを目指して、適切な管理運営に努めること。
- (3) 多様化する住民ニーズに対して、より効果的、効率的に対応できるよう、創意工夫の上、質の高いサービスの提供に努めるとともに、経費削減に努めて効率的な管理運営を行うこと。
- (4) 安全管理を徹底し、利用者に安心して快適な環境の提供に努めること。

4. 指定管理者が行う業務

指定管理者は、宮リバー度会パーク・遊水プール鏡の設置及び管理に関する条例及び規則の規定に基づき、主として以下の業務を行う。

- (1) 指定管理施設の利用の許可に関する業務
- (2) 指定管理施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) (1)、(2)のほか、町長が必要と認める業務

※上記(3)に関する事項の詳細は管理運営業務仕様書で定めるものとする。

5. 管理の基準

(1) 利用期間

年度	令和9年度	令和10年度
学校開放	6/21～7/9の平日 計15日間	6/19～7/7の平日 計15日間
一般開放	7/17～8/31 計46日間	7/15～8/31 計48日間

※上記期間以外利用は、度会町と協議のうえ定めるものとする。

※悪天候による営業の有無の取り決めは、年度協定書で交わすものとする。

(2) 利用時間

午前9時30分～午後4時までを利用時間とする。

(3) 利用の許可

指定管理者は、当該施設の利用の許可、不許可、利用許可の取消し等を行う。ただし、行政財産の目的外使用に関する許可は行うことができない。

(4) 個人情報の保護及び情報公開における指定管理者の責務

ア 個人情報の保護（別添資料1を参照）

- ・指定管理者は、個人情報の漏洩、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- ・指定管理者としてプールの管理及び運営に関する業務に従事している者が、その業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用することを禁止する。

イ 情報公開

- ・指定管理者は、度会町情報公開条例（平成 12 年条例第 31 号）の趣旨にのっとり、プール管理に関する業務に係る情報の公開に努めるものとする。

（６）関係法令等の遵守

当該施設を管理運営するにあたっては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、宮リバー度会パーク・遊水プール鏡の設置及び管理に関する条例（平成 8 年度会町条例第 10 号）、同管理規則（平成 8 年度会町規則第 2 号）その他の関係法令等の内容を理解し遵守すること。

（７）業務の再委託等の制限

指定管理者が、業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を第三者に委託又は請け負わせることは、これを禁止する。

6. 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 2 年間

※指定期間は、度会町議会の議決を経て確定する。

7. 予算限度額

66, 100, 000 円（税込）

令和 9 年度	31, 500, 000 円
令和 10 年度	34, 600, 000 円

8. 応募に関する事項

（１）応募資格条件

県内に主たる事業所（支店・営業所）を有する法人又はその他の団体（個人での応募は不可）で、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- ②応募書類提出時に度会町から指名停止措置を受けていない者。
- ③度会町税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- ④度会町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に抵触していない者。
- ⑤地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、本町又は他の地方公共団体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して 2 年を経過していない者。
- ⑥指定管理者の指定を管理委託とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触していない者。
- ⑦警備業法の認定を受けている団体及び企業。
- ⑧令和 8 年度までに公共団体の指定管理者経験が 3 年以上又は自社で経営するプール等体育施設の管理を 3 年以上おこなっている者。
- ⑨当該施設と同等又はそれ以上のプール施設の管理経験を有する者。
- ⑩ 8（7）に定める令和 8 年 10 月 13 日（火）の応募説明会に参加できる者。

(2) 提出書類

- ア 指定管理者指定申請書（様式1）
- イ 事業計画書（様式2）
- ウ 指定管理者の指定申請に関する誓約書（様式3）
- エ 宮リバー度会パーク・遊水プール鏡の管理運営に関する収支計画書（様式4）
- オ 共同企業体協定書（様式5）

※共同企業体（連合体）で応募する場合のみ

カ 申請する法人等に関する以下の書類

※共同企業体による応募の場合、構成団体である全ての法人等のものを提出すること

- ①定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ②法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- ③指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支予算書及び事業報告書
- ④度会町税、法人税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書（本件応募申請時に未納がないことを証明するもの）

(3) 提出書類作成に当たっての留意事項

宮リバー度会パーク・遊水プール鏡の管理運営に関する収支計画書（様式4）の記入にあたっては、事前に別添資料2（事業収支に関する事項）を参照すること。

(4) 書類提出部数

全ての提出書類について、原本1部、写し5部を提出すること。

(5) 共同企業体による応募

共同企業体による応募を行う場合は、以下の項目に留意すること。

- ア 複数の団体が共同企業体を構成して応募する場合は、代表団体を定めること。
- イ 共同事業体の構成団体数は、代表団体を含めて2以上5以下の範囲とすること。
- ウ 単独で応募した団体は、共同企業体による応募の構成団体になることは認められない。
- エ 同時に複数の共同企業体の構成団体となることはできない。
- オ 代表団体及び全ての構成団体が応募資格を満たしていなければならない。

(6) 受付期間及び提出方法等

受付期間	令和8年9月28日(月)から令和8年11月10日(火)まで 期間中の受付時間は午前8時30分から午後5時までとする。 土・日、祝日は受付を行わない。
提出先	度会町役場 産業振興課 〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋 1215 番地 1
提出方法	上記提出先へ直接持参又は郵送で提出すること。FAX、電子メール等による提出は受け付けない。又、郵送の場合は受付期間内必着とする。

(7) 説明会の開催

当該施設の指定管理について、下記のとおり説明会を開催する。

日時	令和8年10月13日(火) 午後1時30分開始
場所	宮リバー度会パーク・遊水プール鏡 会議室
申込方法	説明会参加申込書(様式6)に必要な事項を申込の上、郵送、FAX、電子メール、持参のいずれかの方法による。
申込期限	令和8年10月9日(金) 正午まで
その他	参加人数は各団体2名までとし、参加に係る交通費等は参加者の負担とする。応募する場合は、必ず参加申込みが必要。参加しない場合は、応募ができない。

(8) その他応募に関する留意事項

- ア 応募書類に虚偽又は不正の記載があった場合は、失格とする。
- イ 応募書類の提出後は、内容を変更すること及び追加することは認められない。
- ウ 応募書類の著作権は、申請団体に帰属する。ただし、指定管理者に設定された申請団体の応募書類については、町長が当該施設の管理内容の公表その他必要と認める場合において、その一部又は全部を無償で利用できるものとする。
- エ 応募に関する費用は、その全額を申請者の負担とする。
- オ 応募書類は返却しない。(ただし、応募の辞退があった場合は原本のみ返却可)。
- カ 応募を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。町が認めた場合にはこの限りではない。

9. 選定審査に関する事項

(1) 選定審査の方法

- ア 指定管理者の選定は、町長が設置する指定管理者選定委員会が主体となり、選定審査基準書(以下、「審査基準書」という。)による審査基準に基づき、応募団体から提出された事業計画書等の提出書類及び別途実施するプレゼンテーションを審査して行う。
- イ 別に示す審査基準書により算定された総合得点が最も高い団体を『優先

交渉権者』とし、総合得点が第2位であった団体を『次期交渉権者』とする。なお、詳細は審査基準書を参照すること。

+

(2) 選定審査の日程

プレゼン テーション	令和8年11月17日(火) ※受付状況を踏まえて、詳細日程を別途通知するものとする。なお、応募団体数によっては上記日程を変更する場合がある。
指定管理者の 内定通知	令和8年11月下旬
指定管理者の 指定	令和8年12月下旬(12月町議会の議決による)

(3) 選定審査基準

指定管理者の審査基準書は、別途公表するものとする。なお、応募団体の物的・人的能力及び管理運営に関する提案力の他、指定管理料の金額もあわせて選定審査基準の配点に組み込むこととする。

(4) その他選定審査等に係る留意事項

- ア 選定結果については、その概要を町のホームページで公開するものとする。
- イ 落選した応募団体の提出書類は原則非公開資料として取扱うものとする。なお、情報公開の請求があった場合においても、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに関しては不開示情報とするものとする。

10. 協定の締結

- ア 指定管理者は町との間で、指定期間全体に係る「基本協定」を締結するものとする。なお、応募段階での事業計画書において提案された事項については、協定を締結する際にその採用可否も含めて協議するものとする。
- イ 町が指定管理者に対して支払う指定管理料その他経費に関する事項は、年度ごとに締結する「年度協定」により定めるものとする。
- ウ 「基本協定書」「年度協定書」の標準的な内容は別途公表するものとする。

11. 管理運営に係る経費及び会計処理

(1) 管理運営経費の財源

- ア 当該施設の管理運営に関する経費は、応募団体が提示する指定管理料、その他団体が自主的に補う財源により賄うものとする。なお、「団体が自主的に補う財源」とは、団体が保有する自己財源、自主事業により得た剰余金等のことを言う。
- イ 指定管理料は、指定管理料見積書に記載された金額とすることを原則とするが、事業計画書に記載された提案事項の採用可否に関する協議等に

より変更することがある。

(2) 会計の独立

- ア 指定管理者は、当該施設の管理運営業務に係る経理をその他の経理と明確に区分し、独立した会計帳簿類を整備しなければならない。
- イ 指定管理者が自主事業を実施する場合には、その経理は上記アの経理に含めず、独立した会計帳簿類を整備しなければならない。

12. 指定管理者の自主事業の取扱い

指定管理者は、自らが企画し、自らの財源をもって自主事業を実施することが認められるが、事業計画にて町に承認を受けなければならない。

13. 町と指定管理者の責任分担

当該施設の管理運営に関する町と指定管理者の責任分担（リスク分担）は、別添資料3のとおりとする。なお、詳細に関しては、双方協議の上で基本協定書において定めるものとする。

14. その他の留意事項

(1) 関係職員等への接触の禁止

応募団体は、指定管理者を内定するまでの間において、度会町指定管理者選定委員会委員及び本件業務に従事する町職員に対して、当該選定に関して自己に有利になることを目的とした接触その他の働きかけを禁止するものとする。なお、当該接触等の事実があった場合には失格とする場合がある。

(2) 業務の引継ぎについて

- ア 指定管理者は、指定期間開始とともに円滑に業務が開始するため、指定期間開始前に、当該施設の現管理者等から引継ぎを受けること。なお、当該引継ぎに係る費用は指定管理者の負担とする。
- イ 指定管理者は、指定期間の終了又は指定取消しによって、次期指定管理者に業務を引継ぐ場合には、当該施設の管理運営に支障を及ぼすことのないよう、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要書類及びデータを整備すること。

15. 問合せ先

度会町役場 産業振興課 振興係

〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋 1215 番地 1

電 話 0596-62-2416

F A X 0596-62-1138

メール shinko@town.watarai.lg.jp